

食安輸発0908第1号
平成26年9月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

チリ産豚肉の取扱いについて

標記については、平成20年8月8日付け食安輸発第0808003号により通知し、平成21年4月16日付け食安輸発第0416001号により、チリ政府が発行する証明書の添付により輸入手続きの保留措置を解除するよう取り扱っているところです。

今般、チリ政府より同国産豚肉から検出されたダイオキシンに係る原因究明及び再発防止策が示されたことから、上記通知を廃止し、通常の監視体制とするので、御了知の上、関係者への周知方よろしくお願いします。